

## 2 1 陳情第 5 号

2 1 陳 情 第 5 号	新宿区景観スカイライン（素案）の定義の明確化に関する陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 1 年 2 月 1 6 日 受 理、 平 成 2 1 年 2 月 2 6 日 付 託
陳 情 者	新宿区西新宿 _____ _____ _____

## （ 要 旨 ）

景観行政団体となった新宿区は景観ガイドライン（素案）を定めその中で景観スカイラインについても明示しています。

しかしながらその運用方法は曖昧で厳格に景観スカイラインは守られず、かなりルーズな運用をしています。

区民に景観スカイラインの定義を明確に示していただきたい。

## （ 理 由 ）

西新宿 5 丁目中央北地区再開発の例をとって意見を述べさせていただきます。この開発は 2 0 0 m のマンションを建設する計画です。別添資料 1 は新宿区が策定した角筈北開発エリアの景観ガイドライン（素案）です。ここでは周辺との調和したスカイラインが求められています。このエリアの最大高さは 1 6 0 m です。資料の中にありますように西新宿 5 丁目中央北地区再開発は、この角筈北開発エリア外側の周辺市街地に位置しており、このスカイラインで考えれば西新宿 5 丁目中央北地区再開発は高さ 1 0 0 m が限度となります。景観まちづくり審議会もこのスカイラインは望ましくないとしています。通常なら 1 0 0 m の高さを 2 0 0 m まで、スカイラインを 2 倍まで拡大解釈する理由は何なのか。景観スカイラインの定義とはなんなのか。明快な回答を文書にてお願いします。また、その回答を公開してください。